

図表 II-17 歯周病の予防・改善のための歯科口腔保健指導の目標例

歯周病の予防・改善のための歯科口腔保健指導の目標例

受診者全員

- 歯周病の病因やプラーク・歯石の為害性を知る
- 深いポケットがあることのリスクを知り、ポケットの存在する部位とその深さを自覚する
- 歯周病の予防・改善における歯みがきの役割を理解する
- 適切な自己管理と専門的支援により、多くの歯を80歳まで失わずに保持でき、自分の歯で食べることができることを理解する
- 1日1回以上は時間をかけて歯みがきを行う
- 生活習慣に応じて歯みがきを行う
- みがきにくい部位を知り、自身の口腔状態にあった歯みがきができる
- 補助的清掃用具や歯磨剤・洗口液等の使用方法や有効性を理解する
- 歯肉の自己観察法を知り、自己観察を行う習慣を身につける

過去1年間に歯科医院を受診していない者

- かかりつけの歯科医をもち、年1回以上、定期検診を受ける意義を理解する

歯周病との関連が指摘されている基礎疾患を有する者

- 基礎疾患と歯周病との関連について理解する

たばこを現在吸っている者及び過去に吸っていた者

- 喫煙等の生活習慣が歯肉等歯周組織に与える影響について理解する

(6) 市区町村への連絡

- 個別に歯科医療機関で歯周病検診を行う場合には、実施主体の市区町村に検診結果を報告する業務が生じます。
- 検診票を複写式にして（結果のお知らせを含めると3枚複写）、原本と同内容の検診票の写しを送付し報告する場合には、結果説明後に受診者の希望を聞き、健診票の「市区町村への連絡事項」の欄に今後の予定等を記入しましょう。
- なお、受診者に対しては、図表 II-6 結果通知票の一例の最下部で例示したように、健診結果を市区町村に送付すること、それらを集計して活用する予定があること等について明記するとともに、必要な説明を行い、了解を得るよう留意しましょう。

4 民間企業や保険者等における歯科保健の推進

- 従業員や被保険者の歯・口腔の健康管理には、従業員や被保険者の方が歯科医療機関を定期的に受診することが重要です。そのためには、自治体において実施される歯周病検診への受診勧奨や、健診を受けやすい環境を整えることも重要です。
- また、歯周病検診以外で歯科医療機関の受診を促す方法や、健診実施におけるサポート等、民間企業や保険者が歯科保健事業を実施する際に役立つ情報・事例を参考情報として紹介します。

(1) 歯周病検診等の支援等

1) 地域の歯科医師会との連携による歯周病検診等の委託

- 地域の歯科医師会等の職能団体と連携を図り、歯周病検診や簡易唾液潜血検査、歯科口腔保健指導等を委託することができます。

① 歯科専門職による歯周病検診

- 職場等の指定の健診会場に歯科専門職が訪問して歯周病検診を実施する方式(集団健診)と、受診者が協力歯科医療機関に出向き歯周病検診を受ける方式(個別健診)があります。

【手順】

- ① 実施希望日の約2カ月前に歯周病検診委託の申し込みを行います。
- ② 健診の方式(集団、個別)、受診者数、実施日時、時間帯、実施内容等の希望を決め、地域の歯科医師会に申し込みます。
- ③ 申し込み後、健診の当日までの準備や当日の手順について担当歯科医師等と相談して決めます。
- ④ 集団健診で実施する場合は、歯科医師、歯科衛生士等が健診会場に出張し、歯・口腔内の診査と歯科口腔保健指導、歯磨き指導等を実施します。個別健診で実施する場合は、受診対象者に健診実施機関、健診実施期間等を周知し、健診受診を促します。
- ⑤ 健診後は、健診結果を取りまとめ集計処理し、担当者に送付します。

②簡易唾液潜血検査

- 一部地域の歯科医師会では、簡易唾液潜血検査による歯周病スクリーニングの実施を行っています。歯周病検診に比べて、結果判定までの時間が1人あたり2~3分程度と短く、費用が安価であるため民間企業や保険者等で採用している事例があります。
※う蝕や歯石の有無についての判定等はできません。

【手順】

- ① 申し込み後、検査実施主体に唾液検査キット等の必要物品が送付されます。また、地域の歯科医師会内で検査協力歯科医師が事前に選定されます。
- ② 当日は、検査実施主体(事業者等)側で会場準備(6~8畳程度の検査会場、テーブル4つ、受診者名簿2部、事前に受け取った唾液検査物品の搬入)を行います。
- ③ 唾液検査を実施(受付→唾液採取→検査結果を実施主体の担当者に配布)します。
- ④ 実施主体の担当者より、各受診者に検査結果が返却されます。

③歯科専門職による健康教育セミナー・歯科口腔保健指導

- 歯科専門職による講演、歯科衛生士による個別の歯科口腔保健指導サービス等が提供されています。
- **集団での健康教育セミナー**
歯・口腔の健康管理や、効果的な歯みがき方法等について歯科専門職が講演を行います。
- **個別の歯科口腔保健指導**
歯科衛生士等が出張し、歯ブラシや歯間清掃用具を用いたブラッシングの個別指導等を行います。

2) 民間サービスの利用

- 歯周病検診や歯科健康診査等の実施を支援する民間サービスがあります。歯科専門職の手配や、必要物品や会場準備等が困難な場合にはこのようなサービスを利用することも考えられます。

① 歯科専門職による歯周病検診・歯科健康診査

● 出張訪問型の歯周病検診・歯科健康診査

- 職場等の指定の場所に歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職が訪問して歯周病検診や歯科健康診査を実施するサービスです。

【手順】

- ① 実施希望日の概ね1～2カ月前までに歯周病検診（歯科健康診査）委託の申し込みを行います。
- ② 申し込み受付後、受診者数、実施日時、時間帯、会場、実施内容等についてサービス事業者との打ち合わせを実施します。
- ③ 実施当日、歯科医師、歯科衛生士が健診会場に出張します（必要な器材等は委託するサービス事業者が準備してくれる場合が多い）。
- ④ 歯・口腔内の診査、清掃指導等の歯科口腔保健指導を実施します。
- ⑤ 健診結果を取りまとめ、健診実施主体の担当者に送付します。

② 歯科専門職による健康教育セミナー・歯科口腔保健指導

- 歯科専門職によるセミナー、個別の保健指導サービス等が提供されています。
- 集団での健康教育セミナー別の歯科口腔保健指導
歯・口腔の健康管理や、効果的な歯みがき方法等の衛生指導について歯科専門職が講演を行います。
- 個別の歯科口腔保健指導
歯科衛生士等が出張し、口腔内カメラや専用の機器（位相差顕微鏡等）を用いた口腔衛生の啓発、カラーテスター（歯垢染色）によるみがき残しチェック、歯ブラシや歯間清掃用具を用いたブラッシングの個別の歯科口腔保健指導等を行います。

III 関連通知

I 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 の 2 に基づく健康増進事業について

(健発第 0331026 号 平成 20 年 3 月 31 日)

平成 18 年の医療制度改革において、老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に 40 歳以上 74 歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健診・保健指導」という。)の実施が義務付けられた。

これに伴い、従来の基本健康診査を中心とする老人保健事業のうち、特定健診・保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として、引き続き市町村が実施することとされた。

また、平成 10 年度に一般財源化された際、老人保健法に基づかない事業と整理されたがん検診についても、健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業と位置付け、引き続き市町村において実施することとしている。

上記に伴い、健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づき実施することとなる健康増進事業について、別添のとおり定め、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、趣旨を十分御理解の上、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)及び関係団体等への周知徹底及び適切な指導を行い、健康増進事業の一層の推進に特段のご努力をお願いする。

(抜粋)別添 健康増進事業実施要領(令和 6 年度)

第3 健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業

2 歯周疾患検診

(1) 目的

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

(2) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者を対象とする。

(3) 歯周疾患検診の実施

① 検診項目

ア 問診

歯周疾患に関連する自覚症状の有無等を聴取する。

イ 歯周組織検査

歯及び歯周組織等口腔内の状況について検査する。

② 実施回数

原則として同一人について年1回行う。

(4) 検診結果の判定

「歯周疾患検診マニュアル」(厚生省)又は「歯周病検診マニュアル2015」に基づき、「異常なし」、「要指導」及び「要精検」に区分する。

(5) 指導区分・受診指導等

それぞれの指導区分につき、次の内容の指導を行う。

① 「要指導」と区分された者

問診の結果から、歯みがきの方法等特に改善を必要とする日常生活について指導する。

② 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

(6) 結果の通知

検診の結果については、指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

(7) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果、指導、歯周疾患検診の指導区分等を記録する。また、必要に応じ、治療の状況や事後の指導その他必要な事項についても記録する。

(8) その他の留意事項

歯周疾患検診は、疾病の発見のみならず、検診の実施により健康自立への意識を高揚させ、実践へ結びつけることにより快適な高齢期を迎えることを目的とするものであり、さらに必要に応じて生活習慣の改善を行うことが発症予防及び重症化予防を進める上で重要であることから、健康教育、健康相談及び訪問指導等他の保健事業や介護予防事業等と有機的な連携を図ることにより、適切な指導等が継続して行われるよう配慮する。

2 その他参考

○国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kenkounippon21_00006.html

○歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/shikakoukuuhoken/index.html

IV 参考文献

1. 特定非営利活動法人 日本歯周病学会. 歯周病学用語集 第3版 Glossary of Periodontal Terms 2019. 医歯薬出版, 2019.
2. 日本歯周病学会による歯周病分類システム 2006. [Online] [Cited: 114, 2021.]
https://www.perio.jp/publication/upload_file/Glossary_System.pdf
3. 特定非営利活動法人 日本歯周病学会. 歯周治療のガイドライン 2022. 医歯薬出版, 2022.
4. Socransky, Sigmund S and Haffajee, Anne D. Dental biofilms: difficult therapeutic targets. *Periodontology* 2000, 2002. pp. 12-55. 28(1).
5. 特定非営利活動法人 日本歯周病学会. 糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン 改訂第3版 2023. 医歯薬出版, 2023.
6. Kässer, U R, et al. Risk for periodontal disease in patients with longstanding rheumatoid arthritis. *Arthritis Rheum*, 1997. 40(12).
7. 小林哲夫ら. 歯周炎と関節リウマチ—関連性と臨床対応—. *日歯周誌* 2012, 2012. 54(1).
8. Wu, T, et al. Periodontal disease and risk of cerebrovascular disease. The first national health and nutrition examination survey and its follow-up study. *Arch Intern Med*, 2000. 160.
9. 栗原伸久ら. 動脈疾患における新しい危険因子—歯周病菌と動脈病変の関連性について—. *脈管学*, 2004. 44(12).
10. Kurihara, N, et al. Detection and localization of periodontopathic bacteria in abdominal aortic aneurysms. *Eur J Vasc Endovasc Surg*, 2004. 28(5).
11. U.S. Department of Health and Human Services. A Report of the Surgeon General 2014, 2014.
12. Joshi, Vinayak, et al. Smoking decreases structural and functional resilience in the subgingival ecosystem. *J Clin Periodontol*, 2014. 41(11).
13. Nakagawa, S, et al. A longitudinal study from prepuberty to puberty of gingivitis. Correlation between the occurrence of *Prevotella intermedia* and sex hormones. *J Clin Periodontol*, 1994. 21(10).
14. Jeffcoat, Marjorie K, et al. Periodontal disease and preterm birth: results of a pilot intervention study. *J Periodontol*, 2003. 74(8).

15. Matsuzawa, Yuji . Therapy Insight: adipocytokines in metabolic syndrome and related cardiovascular disease. Nat clinical practice Cardiovascular medicine, 2006. 3(1).
16. Periodontal disease and diabetes mellitus: the role of tumor necrosis factor-alpha in a 2-way relationship. Nishimura, Fusanori, et al. J periodontology, 2003. 74.
17. 財団法人 8020 推進財団. 「歯周病と生活習慣病の関係」報告書. 2005.
18. 深井 穩博ほか. 健康長寿社会に寄与する歯科医療・口腔保健のエビデンス. 日本歯科医師会, 2015.
19. 生涯を通じての歯周病対策—セルフケア, プロフェッショナルケア, コミュニティケア—. 特定非営利活動法人日本歯周病学会健康サポート委員会監修. ポジション・ペーパー. 日本歯周病学会会誌, 2012. 54(4).
20. 公益社団法人 日本歯科医師会. 新たな感染症を踏まえた歯科診療の指針. [Online] 2 2021.
https://www.jda.or.jp/dentist/coronavirus/upd/file/20211108_coronavirus_shikashinryoushishin2.pdf
21. 日本歯科医師会. 標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル(生活歯援プログラム). 2013.
22. 平成 24 年度厚生労働科学研究「わが国の健康増進事業の現状把握とその評価及び今後のあり方に関する調査研究」報告書. 2012.
23. WHO. Oral Health Surveys Basic Methods 5th Edition. WHO, 2013.
24. 森田学ほか. 平成 22 年度厚生労働科学研究「成人期における歯科疾患のスクーリーニング体制の構築に関する研究」報告書. 2010.
25. 厚生労働省. 平成 28 年歯科疾患実態調査. 歯科疾患実態調査. [Online]
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/62-17b.html>.
26. 第2回永久歯の抜歯原因調査報告書. 財団法人 8020 推進財団, 2018.
27. Global, regional, and national burden of diseases and injuries for adults 70 years and older: systematic analysis for the Global Burden of Disease 2019 Study.
28. Maya Yamato, et al. Association between the number of remaining teeth and disability-free life expectancy, and the impact of oral self-care in older Japanese adults: a prospective cohort study. BMC Geriatrics 2022
29. 特定非営利活動法人 日本歯周病学会. 歯周病と全身の健康. 医歯薬出版, 2015.

30. 令和4年度厚生労働科学研究「成人期における口腔の健康と全身の健康の関係性の解明のための研究」
31. 令和元年度厚生労働科学研究「口腔の健康と全身の健康の関連の文献レビューと因果推論手法の提案」
32. Mariano Sanz, et al. Scientific evidence on the links between periodontal diseases and diabetes: consensus report and guidelines of the joint workshop on periodontal diseases and diabetes by the International Diabetes Federation and the European Federation of Periodontology. *J Clin Periodontol*, 45 : 138-149, 2018.